BTMU (China) 実務・制度ニュースレター

2014年2月19日 第84期

全国人民代表大会常務委員会 「中華人民共和国会社法」の改正

トランザクションバンキング部

2013年12月28日、全国人民代表大会常務委員会において「中華人民共和国会社法」(以下、「会社法」) の改正が決定されました。改正は登録資本制度の変更・登録資本登記条件の緩和・登記事項の簡素化を含 む内容であり、2014年3月1日から施行されます。

【外商投資企業への影響】

外商投資企業に関しては、「会社法」以外にも「外資三法」(「外資企業法」、「中外合資経営企業法」、 「中外合作経営企業法」)を始めとする関連法令が存在するため、当面はこれら関連法令の改正動向を注 視する必要があります。なお、このうち「外資三法」については、既に 2013 年 12 月より商務部が修正に 関する意見募集を開始しております。(ちなみに中国(上海)自由貿易試験区では、「外資三法」につい て既に 2013 年 10 月 1 日から 3 年間の適用が停止されています)。

1、改正ポイント

(1) 登録資本は「払込登記制」から「引受登記制」へ

株主が払い込んだ資本金額を営業許可書等の資料に記載する必要がなくなり、株主が引き受ける予 定の金額・出資方法・出資期限を定款に記載することで可となりました。

(2) 登録資本の登記条件を緩和

✓ 最低登録資本の規定を撤廃

最低登録資本の規定(有限責任会社の登録資本の最低限度額は3万人民元等)が撤廃されました。 ただし、「別途規定を有する場合、その規定に従う」とありますので、外商投資性公司や外商投資 リース会社、社名に「中国」を入れたい場合等1における最低登録資本金は従来通りの対応が必要です。

✓ 払込期限の撤廃

初回最低払込額は登録資本金の20%以上、かつ2年以内に出資払込を完了させるという払込期限が 撤廃されました。企業は投資計画に合わせて資金を投入することが可能になり、特に資金余力の少な い会社や事業準備期間の長い分野にとっては、新規投資に関する意思決定が行い易くなります。

ただし、本項目も「別途規定を有する場合、その規定に従う」とありますので、外資三法の改正を 待つ現時点では、外商独資企業は「外資企業法実施細則」の規定に従い、払込期限が従来の2年間か ら3年間に変更になると考えた方が無難だと思われます。また、外商投資性公司等についても従来通 りの対応が必要です。

減資後の法定最低限度額の項目も撤廃されましたが、現状当局許可を得ることが難しい減資が、今

[「]企業名称登記管理規定実施弁法」(中華人民共和国国家工商行政管理総局令第10号)および「工商行政管理の職能作 用を十分に発揮し外商投資企業の業務発展に更なるサービスを提供することに関する若干意見」(工商外企字[2010]94号) により一般企業法人は50百万人民元以上、現代サービス業およびハイテク産業に従事する外商独資企業と外国側が持分支配 する外商投資企業は、30百万人民元以上の資本金が必要とされています。



後行いやすくなるかどうかは別問題と思われます。

✓ 現金出資比率の下限撤廃

現金出資額を有限責任会社の登録資本の30%以上とする項目が撤廃されました。

ただし、本項目についても、持分出資の関連法令²には「投資先企業の株主全体による持分出資及び その他の非現金財産出資の合計金額は、その登録資本の70%を超えてはいけない」との規定がありま すので、実際の運用については確認が必要です。

(3) 登記事項及び登記書類の簡素化

払込済資本を会社設立時の登記事項としないことから、出資批准通り資本金が振り込まれたかを検査する験資報告書の提出が不要になりました。ただし、その他登記時の験資報告は不要とされておらず、あくまでも会社設立時のみに験資報告が不要となると思われます。また、外債枠の算出方法も注視していく必要があります。

2、「会社法」改正に係る各地の取組状況

上述の改正内容には、一部詳細において異なる部分があるものの、中国(上海)自由貿易試験区を始めとする一部の地域で既に実施されている内容が含まれています。

実施日	地域	通達
2012/09/28	広東省佛山市	佛山市企業登記管理改革実施弁法(試行)
2013/03/01	深圳市	深圳経済特区商事登記若干規定 深圳市第五届人民代表大会常
		務委員会公告第108号
2013/09/01	広州市の一部地域	広州市商事登記制度改革実施弁法 (試行)
2013/10/01	中国(上海)	中国上海自由貿易試験区管理弁法(市政府令2013年第7号)
	自由貿易試験区	
2013/11/29	福建省平潭総合実験区	平潭総合実験区商事登記管理弁法(省政府令第130号)
2014/01/29	重慶市	重慶市工商登記制度改革実施方案(渝府発 [2014] 2号)
2014/03/01	全国	2013/10/25 李克強総理が国務院常務会議で会社登録資本制度
		改革を全国で行うことを表明
		2013/12/28 全国人民代表大会常務委員会で会社法改正を決定

3、改正内容

改正前と改正後の条文比較は以下の通りです。(青字部分は、変更・削除箇所)

改定前	改定後
第7条	第7条

法に依り設立された公司には、公司登記機 関が公司営業許可証を発給する。公司営業許 可証の発給日を公司設立日とする。

公司営業許可証は、公司の名称、住所、登録資本、払込資本、経営範囲、法定代表者氏名等の事項を明記しなければならない。

公司営業許可証の記載事項に変更が生じた場合、公司は法に依り変更登記を行わなけれ

法に依り設立された公司には、公司登記機 関が公司営業許可証を発給する。公司営業許 可証の発給日を公司設立日とする。

公司営業許可証は、公司の名称、住所、登 録資本、経営範囲、法定代表者氏名等の事項 を明記しなければならない。

公司営業許可証の記載事項に変更が生じた場合、公司は法に依り変更登記を行わなけれ

² 「持分出資登記管理弁法」(国家工商行政管理総局令第39号)の第4条と、「外商投資企業に係る持分出資に関する暫定 規定」(商務部令2012 年第8 号)の第8条にその旨記載されています。

2014年2月19日第84期



ばならず、公司登記機関は営業許可証を交換 して発給する。

第23条

有限責任公司を設立する場合、以下の条件を具備しなければならない。

- (一) 出資者が法定人数に合致していること。
- (二) 出資者の出資額が法定資本の最低限度額に達していること。
- (三)出資者が共同で定款を制定していること。
- (四)公司の名称を有し、有限責任公司への要求に合致する組織機構を確立していること。
- (五)公司の住所を有すること。

第26条

有限責任公司の登録資本は会社登記機関で登記した全出資者の払い込みを引き受けた出資額とする。公司の全出資者の初回出資額は登録資本の百分の二十を下回ってはならず、また法定登録資本の最低限度額を下回ってはならず、その残りの部分は出資者が公司設立日から二年内に全額払い込む。そのうち、投資公司は五年内に全額払い込むことができる。

有限責任公司の登録資本の最低限度額は人 民元三万元とする。法律、行政法規が有限責 任公司の登録資本の最低限度額に対してより 高い規定を有する場合、その規定に従う。

第27条

出資者は貨幣を用いて出資することができ、また現物、知的財産権、土地使用権等を 用いて貨幣評価を用い、法に依り譲渡する非 貨幣財産の価格設定を行い出資することもできる。但し、法律、行政法規が出資の財産と してはならないと規定している場合を除く。

出資としての非貨幣財産に対しては価格設定、財産の照合確認を行わなければならないが、高すぎる又は低すぎる価格設定をしてはならない。法律、行政法規に評価価格設定について規定がある場合は、その規定に従う。

全出資者の貨幣出資金額は有限責任公司の 登録資本の百分の三十を下回ってはならな い。 ばならず、公司登記機関は営業許可証を交換 して発給する。

第23条

有限責任公司を設立する場合、以下の条件を具備しなければならない。

- (一) 出資者が法定人数に合致していること。
- (二)会社定款の規定に合致している全出資 者の払い込みを引受けた出資額があること。
- (三)出資者が共同で定款を制定していること
- (四)公司の名称を有し、有限責任公司への 要求に合致する組織機構を確立しているこ と
- (五)公司の住所を有すること。

第26条

有限責任公司の登録資本は会社登記機関で 登記した全出資者の払い込みを引き受けた出 資額とする。

法律、行政法規及び国務院の決定が有限責任公司の登録資本の払い込み、登録資本の最低限度額に対して別途規定を有する場合、その規定に従う。

第27条

出資者は貨幣を用いて出資することができ、また現物、知的財産権、土地使用権等を 用いて貨幣評価を用い、法に依り譲渡する非 貨幣財産の価格設定を行い出資することもで きる。但し、法律、行政法規が出資の財産と してはならないと規定している場合を除く。

出資としての非貨幣財産に対しては価格設定、財産の照合確認を行わなければならないが、高すぎる又は低すぎる価格設定をしてはならない。法律、行政法規に評価価格設定について規定がある場合は、その規定に従う。

2014年2月19日第84期

■ 三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd.

第29条

出資者は出資を払い込みした後、法に依り 設立された資本金検査機構を通じて資本金の 検査、証明の発行を行わなければならない。

第30条

出資者の初回出資が法に依り設立された資 本金検査機構の資本金検査を経た後、全出資 者の指定する代表又は共同で委託する代理人 が公司登記機関に公司登記申請書、公司定款、 資本金検査証明等の文書を報告送付し、設立 登記を申請する。

第29条

(削除)

出資者が会社定款で規定した出資を全額引 き受けた後、全出資者の指定する代表または 共同委託代理人は会社登記機関に会社登記申 請書、会社定款等の文書を報告送付し、設立 登記を申請する。

第 33 条

有限責任公司は出資者名簿を設置し、以下 の事項を記載しなければならない。

- (一) 出資者の姓名又は名称及び住所。
- (二) 出資者の出資額。
- (三) 出資証明書番号。

出資者名簿に記載された出資者は、出資者 名簿により出資者の権利の行使を主張するこ とができる。

公司は出資者の姓名又は名称及びその出資 額を公司登記機関で登記しなければならな い。登記事項に変更が生じた場合、変更登記 を行わなければならない。登記又は変更登記 を経ていない場合、第三者に対抗してはなら ない。

第 32 条

有限責任公司は出資者名簿を設置し、以下 の事項を記載しなければならない。

- (一) 出資者の姓名又は名称及び住所。
- (二) 出資者の出資額。
- (三) 出資証明書番号。

出資者名簿に記載された出資者は、出資者 名簿により出資者の権利の行使を主張するこ とができる。

公司は出資者の姓名又は名称を公司登記機 関で登記しなければならない。登記事項に変 更が生じた場合、変更登記を行わなければな らない。登記又は変更登記を経ていない場合、 第三者に対抗してはならない。

第 59 条

一人有限責任公司の登録資本最低限度額は 人民元十万元とする。出資者は公司定款規定 の出資額を一回で全額払い込まなければなら ない。

1名の自然人が投資設立できる一人有限責 任公司は1つだけとする。当該一人有限責任 公司は新たに一人有限責任公司を投資設立で きない。

第 58 条

1名の自然人が投資設立できる一人有限責 任公司は1つだけとする。当該一人有限責任 公司は新たに一人有限責任公司を投資設立で きない。

第 77 条

株式有限公司を設立する場合、以下の条件 を具備しなければならない。

- (一) 発起人が法定人数に合致していること。
- (二) 発起人の引き受けと募集の株式が法定 資本の最低限度額に達していること。
- (三) 株式の発行、調達事項が法律規定に合 致していること。
- (四)発起人が公司定款を制定し、募集方式

第76条

株式有限公司を設立する場合、以下の条件 を具備しなければならない。

- (一) 発起人が法定人数に合致していること。
- (二) 会社定款の規定に合致した全発起人が 購入を引き受けた株式総額、又は募集した実 際の株式総額があること。
- (三) 株式の発行、調達事項が法律規定に合 致していること。



を採用して設立した創立総会を経て可決する こと。

- (五)公司の名称を有し、株式有限公司の要 求に合致する組織機構を確立していること。
- (六) 公司の住所を有していること。
- (四)発起人が公司定款を制定し、募集方式 を採用して設立した創立総会を経て可決する こと。
- (五)公司の名称を有し、株式有限公司の要 求に合致する組織機構を確立していること。
 - (六) 公司の住所を有していること。

第81条

株式有限公司が発起設立方式を採り設立さ れる場合、登録資本は公司登記機関で登記さ れる全発起人が引き受ける株式総額とする。 公司全発起人の初回出資額は登録資本の百分 の二十を下回ってはならず、残りの部分は発 起人が公司成立日から二年内に払い込む。そ のうち投資公司は五年内に払い込みしてもよ い。払い込み前には、他人に株式を募集して はならない。

株式有限公司が募集方式を採り設立される 場合、登録資本は公司登記機関で登記される 実際の株式総額とする。

株式有限公司の登録資本の最低限度額は人 民元五百万元とする。法律、行政法規が株式 有限公司の登録資本の最低限度額に対して比 較的高い規定を有する場合、その規定に従う。

第80条

株式有限公司が発起設立方式を採り設立さ れる場合、登録資本は会社登記機関で登記さ れる全発起人が購入を引き受けた株式の総額 とする。発起人が購入を引き受けた株式は全 額払い込む前には、他人に株式を募集しては ならない。

株式有限公司が募集方式を採り設立される 場合、登録資本は公司登記機関で登記される 実際の株式総額とする。

法律、行政法規及び国務院決定が株式有限 公司の登録資本の払い込み、登録資本の最低 限度額に対して別途規定を有する場合、その 規定に従う。

第84条

発起設立方式により株式有限公司を設立す る場合、発起人は公司定款が規定するその引 き受け株式の全額を書面で引き受けなければ ならない。一回で払い込む場合、直ちに全出 資を払い込まなければならない。分割で払い 込む場合、直ちに初回出資を払い込まなけれ ばならない。非貨幣財産を以って出資する場 合、法に依りその財産権の移転手続を行わな ければならない。

発起人は前項規定に基づき出資を払い込ま ない場合、発起人協議に基づき違約責任を取 らなければならない。

発起人は初回出資を払い込みした後、董事 会と監査役会を選出しなければならず、董事 会は公司登記機関に公司定款、法に依り設立 された資本金検査機構の発行する資本金検査 証明及び法律、行政法規規定のその他の文書 を報告送付し、設立登記を申請する。

第83条

発起設立方式により株式有限公司を設立す る場合、発起人は会社定款が規定するその引 き受け株式の全額を書面で引き受けなければ ならず、会社定款の規定に基づき出資を払い 込まなければならない。非貨幣財産を以って 出資する場合、法に依りその財産権の移転手 続を行わなければならない。

発起人は前項規定に基づき出資を払い込ま ない場合、発起人協議に基づき違約責任を取 らなければならない。

発起人は会社定款が規定する出資を全額引 き受けた後、董事会と監査役会を選出しなけ ればならず、董事会は会社登記機関に会社定 款及び法律、行政法規規定のその他の文書を 報告送付し、設立登記を申請する。



第178条

公司が登録資本を減少する必要がある時、 貸借対照表及び財産明細書を作成しなければ ならない。

公司は登録資本の減少の決議を出した日から10日内に債権者に通知し、30日内に新聞紙上で公告しなければならない。債権者は通知を受領した日から30日内に、通知を受領していない場合は公告の日から45日内に、公司に債務弁済又は相応の担保の提供を要求する権利を有する。

公司減資後の登録資本は、法定の最低限度 額を下回ってはならない。

第177条

公司が登録資本を減少する必要がある時、 貸借対照表及び財産明細書を作成しなければ ならない。

公司は登録資本の減少の決議を出した目から 10 日内に債権者に通知し、30 日内に新聞紙上で公告しなければならない。債権者は通知を受領した日から 30 日内に、通知を受領していない場合は公告の目から 45 日内に、公司に債務弁済又は相応の担保の提供を要求する権利を有する。

以上

【日本語仮訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国)トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ⇒ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 階 照会先: 山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.2005